

(平成21年7月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月及び同年9月

申立期間については、当初、私も夫も国民年金に未加入となっていたが、夫は申立期間当時の国民年金保険料カードを保管しており、そこに厚生協力員による受領印が押されていたため、社会保険事務所で記録が訂正された。

ところが、私は国民年金保険料カードを紛失したため、納付事実が確認できないとして、記録が訂正されなかった。

私と夫は同時に国民年金に加入したはずで、加入後は厚生協力員が夫婦二人分の国民年金保険料を集めにきており、私と夫の記録は一致するはずなので、私についても申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立時点では申立期間当時の国民年金保険料カードを所持していなかったが、その後、申立人から当該カードが見付かったとして提出があり、申立人が提出した申立期間当時の国民年金保険料カードには、申立期間についても厚生協力員による受領印が押されている。

また、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人とその夫の国民年金手帳記号番号は同時期に払い出されていることが確認できるなど、申立人の主張する国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付の状況についても、確認できた当時の状況と合致し、申立人の主張に矛盾はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和48年1月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年12月22日から48年1月22日まで

昭和35年4月にC社に入社し、48年1月に関連会社のA社B工場からC社本社に異動した。

ところが、社会保険庁の記録では、申立期間の厚生年金保険加入記録に1か月の空白が生じている。

申立期間についても継続して勤務しており、途中で退職したこともないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社が保管している人事記録及び同社が提出した在職証明書により、申立人がA社B工場及びC社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、C社の人事記録では、申立人は昭和48年1月9日までA社に在籍しており、申立期間の厚生年金保険料は同社B工場において控除されていたと推定されることから、同社B工場における資格喪失日に係る記録を同年1月22日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和47年11月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から42年3月まで

A県B区役所から国民年金の加入の通知が届いたので、住み込みで勤務していたC事業所の事業主の助言を聞いて、昭和39年10月にB区役所D出張所で加入手続きを行い、43年12月まで、国民年金保険料を同出張所で納付してきた。

その後、昭和50年9月1日にE町役場(現在は、F市G行政センター)で加入手続きをした際に、役場の職員が年金手帳に資格取得日を同年9月1日と記入した後、前の年金手帳の納付記録を見て39年10月25日に訂正してくれた。

前の年金手帳には、間違いなく昭和39年10月から国民年金保険料を納付した記録があったので、同年10月から42年3月までの期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B区役所の回答により、申立期間において、i) 同区役所D出張所において国民年金の加入手続きが行われていたこと、ii) 同区役所が加入案内のはがきを送付していたこと、iii) 同区役所D出張所の位置が申立人の記憶どおりであることが確認できることから、申立人は、当時、同区役所D出張所で国民年金の加入手続きを行っていたと推認される。

しかし、申立人は、保険料はB区役所D出張所以外で納めたことは無く、^{さかのぼ}遡って納付したことも無いと主張しているが、i) 申立人に係る国民年金手帳記号番号は昭和40年12月1日に払い出されたと推認され、申立期間のうち39年10月から40年3月までの保険料については過年度納付とな

ること、ii) 納付場所について同区役所は、当時、同区役所D出張所内には過年度保険料を納付できる金融機関は入店していなかったと回答していることから、申立人の主張は不自然である。

また、申立人は、申立期間の保険料については、年金手帳を交付される前から、B区役所D出張所でカードに印を押す方法で納付していたと主張しているが、同区役所は、申立人の主張する方法による保険料の徴収は行っていなかったと回答している上、第三者委員会に申立てのあった国民年金事案のうち、同区役所に係る本件と同時期の申立て(105件)をみても、同区役所において、当時、カードにより納付していたとするものは無く、申立人の主張には疑問がある。

さらに、申立人は、昭和50年9月にE町役場において国民年金の加入手続を行った際、職員が年金手帳に資格取得日を同年9月1日と記入した後、前の年金手帳の納付記録を見て39年10月25日に訂正したことから、前の年金手帳には39年10月から保険料を納付していたことが記載されていたと主張している。しかし、F市G行政センターが保管している申立人に係る国民年金被保険者台帳には、申立てのとおり資格取得年月日が50年9月1日から39年10月25日に訂正されているものの、同台帳の徴集済記録欄には、申立期間は未納と記載され、納付済みと記載されていた記録を未納と訂正した形跡も無い。このことから、当時、E町役場の担当者は、申立人がB区役所において資格取得していたことを確認しないまま、新たに申立人に交付した年金手帳及び国民年金被保険者台帳に資格取得日を50年9月1日と記載し、その後、これを39年10月25日に訂正したと考えるのが自然であり、前の年金手帳には申立期間に係る保険料の納付記録があったとする申立人の主張は不合理である。

加えて、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立期間において、申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年11月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月から平成2年3月まで

私は昭和63年11月の20歳到達時に学生だったが、父母が地方公務員で公的手続に厳しく、また、年金の空白期間をつくらないようにするため、母がA市役所B支所で国民年金の任意加入の手続を行い、その後C銀行D支店で国民年金保険料を納付していた。申立期間当時のオレンジ色の年金手帳は、私が結婚した後、母から渡されたが、紛失してしまった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時にも自身の年金手帳（初めて交付されたもの）を見た記憶が無い上、申立人に係る国民年金の加入手続を行い、当該年金手帳を保管していたとするその実母から聴取しても、申立人の20歳到達時の国民年金被保険者資格取得日が記載された頁を見た明確な記憶が無いなど、申立人が申立期間に国民年金に加入したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人自身は申立期間に係る国民年金保険料の納付に関与しておらず具体的な状況を説明できない上、納付を行ったとするその実母から聴取しても、申立期間において保険料額が変更されたことを記憶していないほか、記憶している国民年金保険料額（9,000円）が、申立期間の金額ではなく社会保険庁の記録上納付済みとされている平成3年4月から4年3月までの保険料額と一致しているなど、申立人の申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成3年4月に払い出されていると推察される上、申立期間は任意加入対象期間であることから、申

立人は、制度上、加入手続を行った時からさかのぼって国民年金の被保険者にはなり得ず、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立期間において申立人が居住していたA市保有の国民年金被保険者名簿でも、申立期間に係る申立人の記録は確認できない。その上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月から44年3月まで
母から、私の学生時代に国民年金に加入し、国民年金保険料を納めていたと聞かされている。

父母が国民年金保険料を納付していたため、私自身は納付金額等も分からないが、父母が共に国民年金に加入していたので、父母の保険料が納付されていれば、私の保険料も一緒に納付していたと思われる。

父母が他界しているほか、参考となる資料や情報等は何も無いが、申立期間について、国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は自身の国民年金の加入手続について、その実母が行い、国民年金保険料はその父母の保険料と一緒に納付されていたと思うとしている。

しかし、申立人の父母に係る国民年金被保険者台帳(マイクロフィルム)により、申立期間当時の父母自身の国民年金保険料については、昭和41年4月30日(41年4月から42年3月までの期間の分)、42年12月12日(42年4月から43年3月までの期間の分)、44年1月19日(43年4月から44年3月まで期間の分)に納付されていることが確認できるが、これらの保険料納付は、いずれも申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期(44年1月ごろ)又は申立人の国民年金手帳の交付日(44年1月31日と推認)よりも前の時期であると推認できることから、申立人の父母が父母自身の保険料と申立人の保険料と一緒に納付したとは考え難いものと推認できる。また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、納付金額等も不明である。

さらに、申立期間において、申立人及びその父母と住民票上の住所が同

じであったとされる申立人の妹についても、昭和 46 年 2 月当時は国民年金の強制加入対象者であったにもかかわらず、住所地で国民年金手帳記号番号の払出しを受けた形跡が見当たらないなど、申立人の父母が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 7 月 1 日から 33 年 3 月 17 日まで

昭和 32 年 7 月から 33 年 3 月中旬まで、A 社でプレス機械を使って電柱に入れるリングやベアリングの製作等をしていた。

当時の社長が B 氏だったこと、事務員として女性の C 氏、従業員として D 氏、E 氏、F 氏、G 氏、H 氏、I 氏がいたこと、及び残業で忙しい時には夜食にパンが出たことなどを覚えている。

当時、給与から控除されていた厚生年金保険料額等については明確には覚えていないものの、給与が支給されていたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者となっていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している元同僚に A 社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから、申立人が、同社に勤務していたことはいかかえらるものの、元同僚等（6 人）から聴取しても、申立人の勤務期間及び勤務状況を特定できる証言は得られない。

また、A 社の元役員は、「申立期間当時の事務担当者に照会した結果、正社員を入社させた場合には、入社後 1 週間以内に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたとの証言を得られたことから、同社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していない者は、臨時雇用員であった可能性がある。」としている上、申立人が記憶する同僚 7 人のうち 1 人には、申立人と同様に、同社における厚生年金保険の被保険記録は確認できないことから、当時、同社では厚生年金保険に加入させない臨時雇用員がいたとする元役員の説明に不自然な点はみられず、申立人は、申立期間において臨時雇用

員として勤務していたものと推認される。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 56 年 3 月に A 社に入社した。同社では営業職として勤務し、理科学機器を大学や公立病院に販売していた。

当時、理科学機器のメーカーで、B 県にあった C 社から誘いを受け、A 社を昭和 58 年 9 月 30 日に退職し、同年 10 月 1 日から C 社で働き始めた。

しかし、A 社を昭和 58 年 9 月 30 日に退職しているにもかかわらず、社会保険庁の記録では同年 9 月 29 日に退職したことになっているため、同年 9 月が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

昭和 58 年 9 月 30 日まで働いていたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社から提出された昭和 58 年の賃金台帳兼所得税源泉徴収簿及び申立人に係る雇用保険記録により、申立人は、同年 9 月 30 日に同社を退職していることが確認できる。

しかし、A 社から提出された、申立期間に係る昭和 58 年及び申立人が再度同社に入社した 61 年の賃金台帳兼所得税源泉徴収簿並びに同社の証言により、申立期間当時、同社では、厚生年金保険料は翌月の給与から控除されていたことがうかがえるところ、賃金台帳兼所得税源泉徴収簿の 58 年 10 月の欄には健康保険料及び厚生年金保険料は記載されておらず、いずれも横線が記入されていることから、同年 10 月の給与からは同年 9 月分の厚生年金保険料は控除されていなかったと推認される。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた

ことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 8 日から 36 年 2 月 1 日まで

昭和 33 年 3 月に A 社に入社し、36 年 1 月まで同社 B 営業所に勤務していたのに、社会保険庁の記録では、34 年 12 月 8 日に厚生年金保険の被保険者資格が喪失している。

申立期間についても、間違いなく A 社 B 営業所に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚は、A 社の各営業所が昭和 34 年 12 月ごろに独立採算制の別組織になったと証言していることから、申立人が勤務していた同社 B 営業所についても、同年 12 月ごろに同社から独立したものと考えられる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人を含め 21 人が申立人と同様に昭和 34 年 12 月 8 日で厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、社会保険庁の記録によると、同社 B 営業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間後の 36 年 5 月 1 日であり、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立人が自分よりも後に A 社 B 営業所を退職したとする同僚（4 人）についても、申立人と同様に、昭和 34 年 12 月 8 日に A 社における被保険者資格を喪失しており、申立期間において厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できることから、同社 B 営業所の従業員は、申立期間において厚生年金保険の被保険者になっていなかったものと考えられる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年1月5日から同年9月30日まで

戦時中だったため、昭和18年12月30日にA高等学校を繰上げ卒業して、19年1月5日にB社C工場に入社した。同社は飛行機の部品を製作していて、私は、現場事務所で工員の作業状況等を確認する現場監督をしていた。

しかし、同社で継続して勤務していたのに、申立期間について厚生年金保険の被保険者になっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言及びA高等学校の回答が申立人の主張とおおむね一致している上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が昭和19年1月にB社C工場健康保険の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は、申立期間において、同社に勤務していたと推認される。

しかし、申立人は、「自分も含め、労務管理を担当する者の作業帽子には金色の線が入っていた。」と回答していることから、当時、自らの業務が管理業務であったと認識していたと推察されるほか、元同僚は、「自分も申立人も管理業務を行う事務職であった。」と証言している上、職務内容が申立人と同じ管理業務であったと証言している元同僚は、申立人と同様、昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、申立人は、労働者年金保険法(17年6月から保険料徴収開始)の対象となる工場労働者ではなく、厚生年金保険法(19年10月から保険料徴収開始)の対象となる事務職として被保険者資格を取得する取扱いがなされたものと推

認される。

また、厚生年金保険の記号番号払出簿により、申立人に係る番号が昭和19年6月1日に払い出されていることが確認できる上、同年1月の入社日から同年6月1日までの間でみても、同払出簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番もみられない。

さらに、申立期間において、申立人の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。